

補助者に係る申請について

R7.4.16

申請の種別	提出書類	手数料	備 考
補助者の設置	1. 補助者設置届(様式第1号) 2. 履歴書 3. 誓約書(様式第2号) 4. 住民票の写し(個人番号を除く) 5. 写真(3cm×2.5cm)2枚 6. 雇用契約書又は労働条件通知書の写し (第5条第5項ただし書きに該当するものを除く) 7. 在留カード又は特定永住者証明書の写し (日本国籍を有しない者の場合) 8. 通勤確認のできる資料(第4条第三号に該当する者の場合)	5,000円	補助者を置いたときから 2週間以内に届出
補助者証の更新 (初回2年、以後5年ごと)	1. 補助者証更新届(様式第4号) 2. 誓約書(様式第2号) 3. 住民票の写し(個人番号除く) 4. 写真(3cm×2.5cm)2枚 5. 雇用契約書又は労働条件通知書の写し (第5条第5項ただし書きに該当するものを除く) 6. 在留カード又は特別永住者証明書の写し (日本国籍を有しない者の場合)	1,000円	補助者証有効期間満了日の3か月前から有効期間満了日まで
補助者証記載事項の変更	1. 補助者証記載事項変更届(様式第5号) 2. 写真(3cm×2.5cm)2枚 3. 変更の事実を証する書面	1,000円	変更が生じた日から 2週間以内
補助者証の再貸与	1. 補助者証・補助者章再交付申請書(様式第6号) 2. 毀損の場合にあつては、当該補助者証又は補助者章 3. 写真(3cm×2.5cm)2枚	1,000円	
補助者章の再貸与	1. 補助者証・補助者章再交付申請書(様式第6号) 2. 毀損の場合にあつては、当該補助者証又は補助者章 3. 写真(3cm×2.5cm)2枚	1,500円	
補助者の廃止	1. 補助者廃止届(様式第7号) 2. 補助者証及び補助者章		

※上記提出書類の他、本会が必要と認める場合には追加で書類をご提出いただきます。

(不適格事由)

第4条 会員は、次の各号のいずれかに該当する者を補助者としてはならない。

- 一 法第2条の2各号のいずれかに該当する者
- 二 行政書士又は行政書士法人から懲戒解雇され、その日から3年を経過していない者
- 三 住所又は居所が勤務を要する会員の事務所の所在地から著しく遠距離にあり、通勤に概ね2時間以上を要する者
(通勤確認のできる資料を提出した者を除く)
- 四 日本国籍を有しない者にあつては、補助者事務に従事することができる在留資格等を有しない者
- 五 現に行政書士として登録されている者
- 六 反社会勢力と密接な関係性を有する者
- 七 行政書士又は行政書士法人の補助者としての誠実な業務遂行が阻害されるおそれのある者
- 八 臨時に使用する者

【振込先】

郵便局

口座番号 01530-2-10284

加入者名 山口県行政書士会

※郵便局に備付けの払込取扱票(青色)をご利用ください。

山口銀行

山口支店

口座番号 普6349155

口座名義 山口県行政書士会